

中東およびアフリカ地域における 商標実務と特殊事情

商 標 委 員 会*

抄 録 市場のグローバル化に伴い、日本企業の海外での事業活動が広がる中、2018年12月に中東・アフリカ地域における模倣品流通の増大が懸念されることを背景に「中東・アフリカ知的財産担当官会議」が日本国外務省主催で開催された¹⁾。本会議では参加国の知的財産保護および模倣品流通等の状況が共有され、今後の日本企業支援について議論が行われるなど、当該地域における知的財産保護は大きな課題と認識されている。

しかし、日本企業において、当該地域における知的財産の保護に関連する制度の情報や、その運用状況に係る情報を正確かつ十分に得られているとは言い難い。

そこで本稿では、知的財産のうち、事業形態にかかわらず活用される「商標」の戦略強化のため、当該地域の制度情報とともに、実務上生じている問題や課題を抽出し、適切な対応策や留意点など商標実務の担当者に資する情報をまとめる。

目 次

1. はじめに
2. 中東地域について
 2. 1 商標制度情報
 2. 2 イスラエルボイコット
 2. 3 クルディスタン地域
3. アフリカ地域について
 3. 1 アフリカ地域におけるビジネス
 3. 2 商標制度情報
 3. 3 2つの国際機関
4. おわりに

1. はじめに

昨今の飛躍的なIT技術の進歩やグローバルな物流網の構築等により、市場のグローバル化が加速するなか、各企業はこの流れに応じて事業を拡大させた結果、全世界で市場競争にさらされるようになった。

グローバルな競争を勝ち抜く、優位性を獲得するうえで、知的財産の保護が重要であること

は論を俟たない。ここで世界知的所有権機関(以下、「WIPO」と称する)による統計²⁾(2019年10月更新)から、日本からの特許、意匠および商標に係る直近10年の外国出願の傾向を分析し、まとめたものが表1である。

表1 地域別出願件数および商標出願の割合

	特許	意匠	商標	商標割合
北米	874,174	26,451	44,139	4.67%
中南米	34,638	6,331	40,709	49.84%
欧州	296,098	16,287	71,139	18.55%
東アジア	560,655	56,058	177,068	22.31%
アセアン	81,844	15,192	84,394	46.52%
南アジア	48,955	4,792	41,555	43.60%
中東	4,529	1,583	19,737	76.35%
アフリカ	4,781	1,234	12,870	68.15%
オセアニア	19,191	3,560	15,091	39.88%

* 2019年度 Trademark Committee

表1から、いわゆる先進国・地域では、特許出願の件数が多い傾向にある。一方、商標出願については発展途上国・地域においても出願件数は多い。特に、最右欄の知的財産権出願に占める商標の割合（商標割合）からわかるとおり、中東およびアフリカ地域では商標出願件数の割合が非常に高いことがわかる。

このような結果が示される要因としては、冒頭で述べたような事業活動のグローバルな展開に応じた知的財産の保護の一手として各法域に係る出願の動機が生じる中で、本格的な事業進出に先駆け、各社がハウスマーク等重要な商標について権利を確保していることが考えられる。また、「悪意の商標出願」という第三者による剽窃的な商標出願が世界的な問題となっている折、各社が具体的な事業進出の予定がない国等においても防衛的な商標出願を行っていると思われる。

以上より、日本企業にとって当該地域の知的財産権戦略において商標が重要な位置を占めることは間違いない。このことは、2019年に当委員会所属企業に対して実施したアンケートにおいて、回答企業数の80%以上が当該地域で「商標の出願実績あり」と回答していることから明らかである。

一方で、この地域に関しては、商標出願の際に参照する出願国の法制度や運用に関する情報の収集が困難という課題がある。

そこで本稿では、中東およびアフリカ地域における商標制度情報を提供するとともに、各地域特有の問題や課題について、対応策や留意点についてまとめる。

2. 中東地域について

中東地域は日本にとって、原油などのエネルギー資源の主要な供給源であることはもちろん、アジアと欧州との貿易において輸送上の中継点であるなど、経済面においても重要な地域の一

つである。近年では現地への日本企業の進出や日本政府による政治的・経済的支援も盛んに行われている。

しかしながら、中東地域は紛争やテロなどの軍事的緊張や政治的変動による社会の不安定化の様相が濃く、日本企業にとってビジネス環境が悪化するリスクと常に隣り合わせであり、商標保護の局面においても他の地域では生じ難いような特異な問題が生じることがある。

本章では、日本企業が中東諸国における商標戦略を検討する際の材料となるように、商標制度の運用状況等の調査・分析を行った。

2. 1 商標制度情報

(1) 商標制度情報

表2（文末）に記載した16の国および組織を調査対象とし、以下の項目についてまとめた³⁾。

1) 条約加盟状況

全ての国がパリ条約に加盟しており、パリ条約に基づく優先権主張出願が可能である。また、半数以上の国がニース協定には加盟していないが、同協定が定める商品および役務の国際分類（以下、「ニース分類」と称する）に沿った出願を可能としている。

2) 出願・登録

基本的に全ての国において商標法が存在するが、イラクは2003年に国連統治下で連合暫定施政当局（CPA）が発布した命令第80号が商標法と同等の効力を有している。

権利付与の原則については、ほとんどの国が先願主義を採用しているが、ヨルダンのように先使用主義を採用している国もある。また、イスラエルやイラクのように先使用主義的な要素を取り入れている先使用主義と先願主義の折衷のような国もある。

特殊な制度として、外国人・企業が出願・登録する場合に自国における商標の登録を条件とする本国登録要件を要求する国がある。中東に

においてはクウェートのみがこの制度を有しており、出願の際には本国における登録を証明するために本国登録証の証明付き謄本が必要である。本国登録が存在しない場合には、当該商標が本国登録されていないことを示す宣誓書を提出することができる。本国登録証あるいは宣誓書は、英文にて作成あるいは英訳した上で公証人およびクウェート領事の認証を取得する必要がある。

存続期間については、ほとんどの国が出願あるいは更新から10年であるが、イスラエルの更新後の存続期間は14年となっている。

また、サウジアラビアの存続期間はヒジュラ暦で計算され、通常我々が使用している西暦とは異なる。ヒジュラ暦において、1年は354日あるいは355日で構成されるため、西暦と比べると10日から12日ほど短くなる。このため、更新等の期限管理では、商標の存続期間が短くなる（存続期間を10年とした場合、西暦における10年よりも110日ほど短くなる）ことに留意すべきである。

譲渡要件については、ほとんどの国では営業とは無関係に商標権のみの譲渡が認められているが、バーレーンおよびイエメンにおいては、商標権の譲渡が営業の譲渡と同時であることを要する点に留意すべきである。

3) 審判・権利行使制度

表2に具体的に記載されている通り、不使用取消の対象となる年数、異議申立期間および無効審判請求の期間は各国さまざまである。また、シリアには不使用取消制度がなく、レバノンには異議申立制度がない。

4) 指定商品・役務分類

分類については、前述の通り全ての国においてニース分類に沿った出願が可能だが、表2の下部の(注)14に示した通り、国によって宗教上指定商品に含められないものがある点に留意すべきである。

なお、多くの国でニース分類の旧版（第9版あるいは第10版）の採用に留まり、最新の第11版で採用された新しい商品および役務については指定できないため、権利化が必要な場合は、第11版の採用後に再出願の必要がある。

また、アラブ首長国連邦、ヨルダン、カタール等が、マドリッド協定議定書への加盟を予定しており、加盟後には同議定書に基づく国際登録出願が可能になることから、一出願多区分制度の導入が期待される。

(2) GCCの概要

GCCとは、湾岸協力理事会(Gulf Cooperation Council, 以下「GCC」と称する)の略称であり、中東地域における地域協力機構として、アラブ首長国連邦、バーレーン、オマーン、カタール、クウェート、サウジアラビアの6か国によって設立された。

GCCは経済をはじめとするあらゆる分野における域内の調整、統合、連携を目的としており、共通した知的財産制度の採用も目的の一つとされている。

知的財産権のうち特許権については、GCC特許庁が設置されている。GCC特許庁で付与された特許権は上記6か国において効力を有するが、実用新案および意匠は含まれない。

一方、商標権については、GCC統一商標法が制定されているが、単に制度の統一を目的とするものであり、単一の登録制度ではない。

GCC統一商標法はクウェート、バーレーン、サウジアラビアおよびオマーンで導入された。また、アラブ首長国連邦およびカタールでも導入のための準備が進められており、近い将来、加盟各国において統一された商標制度に基づく権利取得が可能になることが期待される。

ただし、政情の変化によって、2017年6月から、サウジアラビア、バーレーン、アラブ首長国連邦が、カタールと国交を断絶しているため、

GCCの枠組みの推移については留意すべきである。

2. 2 イスラエルボイコット

(1) イスラエルボイコットとは

イスラエルボイコット（アラブボイコットとも言われるが、本稿ではイスラエルボイコットとする）は、アラブ連盟が組織する、アラブ連盟加盟国による対イスラエル経済制裁措置である。カイロにあるボイコット中央事務局が、親イスラエル企業であるとみなした制裁対象を記したブラックリストを作成して管理しており、加盟国に配布され参照される。中東和平の進展等に伴い、現在では全体としては形骸化の方向にあると言われるが、日本企業からみるとその実情は明らかでない部分が多い。

本節では、イスラエルボイコットが商標実務に及ぼす影響とその対応策について、ボイコット実施国のうち、シリア、レバノン、アラブ首長国連邦、クウェートの4か国（以下、「本節対象国」という）の現地代理人に対して今回行ったヒアリングと、会員企業における事例に基づいて、検討する。

なお、イスラエルボイコットの詳細については、日本貿易振興機構（以下、「JETRO」と称する）発行の「アラブボイコット調査成果報告書」⁴⁾（JETRO, 2018年2月）等を参照されたい。

(2) ボイコットレベル

(1) のとおりボイコット中央事務局からアラブ連盟加盟国に配布されるブラックリストは、イスラエルとの関係性の強さに応じて制裁対象企業のボイコットレベルが分けられ、一次、二次、三次ボイコットがあると言われている。例えば前述の「アラブボイコット調査成果報告書」では、アラブ首長国連邦における定義として次の内容が記載されているが、その詳細な意味や、この定義が各国共通であるのか等については、

今回の調査においては明確にできなかった。

＜ボイコットレベル（アラブ首長国連邦）＞

- ・一次：イスラエル、イスラエル人、イスラエル法人・団体との取引禁止
- ・二次：イスラエルと関係がある法人・団体（支店・代理店設立を含む）との取引禁止
- ・三次：イスラエルと取引および部品やサービスを提供している会社との取引禁止

なお、今回のヒアリングと前述の「アラブボイコット調査成果報告書」の内容を総合すると、各本節対象国で現在適用されるボイコットレベルは、シリアでは三次、レバノンでは二次、アラブ首長国連邦およびクウェートでは一次である。

(3) 商標実務上の問題と対策

1) 商標登録出願における拒絶

出願人がブラックリストに掲載されるボイコット対象企業である場合、当該出願は拒絶される。日本企業がブラックリストに掲載される心配はないと、どの国の代理人も述べているが、現地のグループ企業等の名義で出願する場合には、日本企業でないともなされてしまう可能性があるため留意すべきである。いずれの国においても、出願人がボイコット対象企業であればこの拒絶を回避することは実質的に不可能とのことであり、日本企業の名義等、ブラックリストに掲載される対象企業以外の名義で出願する他に対策は無いようである。なお、過去には、出願にあたり出願人（法人であればその関連会社を含む）がイスラエルと関係を有していない旨を宣誓するボイコット宣誓書の提出が、シリア、レバノン、クウェートなどで求められていたが、現在ではレバノンのみでこの宣誓書が必要となる。レバノンにおけるボイコット宣誓書では、イスラエル内の工場や事務所の保有有無、イスラエル法人・個人への知財権ライセンスの有無、イスラエル法人への出資の有無、出資会

社・被出資会社の名称・国籍・出資比率のリスト等の回答が求められる。

2) 国際登録出願における登録拒絶事例

日本出願を基礎とする国際登録出願において指定国としてイスラエルとシリアを同時に指定したところ、シリアで暫定拒絶通報を受けた事例を、過去に会員企業が経験している。当該事例では拒絶理由として“Public Policy”との記載があった。本理由について現地代理人からは、イスラエルとシリアの同時指定に起因するイスラエルボイコットである、との説明がなされたため、国際登録出願経由でのシリアでの権利化を断念せざるを得なかった。

WIPOのMadrid Monitorによる検索では、基礎国=日本、指定国=イスラエル&シリアとする国際登録出願が211件抽出され(2020年1月10日現在)、このうち国際登録日が2011年前後の案件で前述のような“Public Policy”による拒絶事例を複数確認することができた(図1)。

Model Form 3
MADRID AGREEMENT AND PROTOCOL
PROVISIONAL REFUSAL OF PROTECTION
Rule 17(1)
This form is to be used in the following situation: the Office considers that protection cannot be granted in the Contracting Party concerned (ex officio provisionally refused) or protection cannot be granted in the Contracting Party concerned because an opposition has been filed, or both. In due course, once all the procedures before the Office have been completed, the Office shall send to the International Bureau a statement regarding the final disposition on the status of the mark, using Model Forms 5 or 6, as the case may be.

I. Office making the notification: Ministry of Internal Trade and Consumer Protection
Directorate of Commercial and Industrial Property Protection
Address: Roshdiya, Ibn AL-Nafes, Damascus, Syrian Arab Republic

II. Number of the international registration: [redacted]

III. Name of the holder (or other indication enabling the identity of the international registration to be confirmed): [redacted]

IV. Provisional refusal based on an ex officio examination
 Provisional refusal based on an opposition
 Provisional refusal based on both an ex officio examination and an opposition¹

V. Provisional refusal for all the goods and/or services.
Provisional refusal for some of the goods and/or services:
(followed by an indication of the goods and/or services which are affected or are not affected)

VI. Grounds for refusal (where applicable, see item VII):
Public Policy

VI. Grounds for refusal
Public Policy

Note: The appeal will freeze to three months as from the filing date of the appeal to submit the requested legalized power of attorney that appoint the local agent, Please inform the Syrian Office of your desire to appeal within 30 days from the date of received by the holder of this notification.

¹ The name and address of the opponent should also be provided.
² Where all the goods or services included in a given class are so be mentioned, the indication should read "all goods (or all services) in class X". In all cases, a clear indication should be given as to whether those goods and/or services are affected, or are NOT affected.

図1 暫定拒絶通報書面(一部拡大)

一方、前述の211件のうち近年の事例を確認すると、イスラエルとシリアを同時に指定していても、両国で前述のような指摘もなく登録を

受けている事例が確認できる。また今回の現地代理人へのヒアリングでも、シリアでは、現在の実務においてそのような拒絶は行われていないと報告されている。

もし将来、イスラエルとボイコット実施国とを同時に指定した際に前述のような拒絶の運用が再度実施された場合には、一度イスラエルを指定国から除外してボイコット実施国での登録を得た後に、改めてイスラエルを事後的に指定するという対策が考えられる。実際、前述の211件の中にも、そのように対応した案件が確認できる。しかし、指定解除および事後指定により出願時が繰り下がった結果、その間の第三者による先出願・登録のリスクが懸念されるため、イスラエルは当初よりマドリッド制度を利用せずに直接出願する対応も考えられる。

3) イスラエル出願・登録を基礎とするパリ優先出願

イスラエルの出願あるいは登録を基礎としてパリ条約の優先権を主張して、本節対象国へ出願した場合には、拒絶される可能性が高く、中でもレバノン、クウェートでは確実に拒絶になるとの報告であった。従って、日本企業がイスラエルの現地法人名義の権利を中核として中東地域の権利を取得するような運用は、現実的でないと言える。

4) 反ボイコット国出願・登録を基礎とするパリ優先出願

アメリカ等、反ボイコットを政策に掲げる国の出願あるいは登録を基礎としてパリ条約の優先権を主張して、本節対象国へ出願した場合には、反ボイコット国が基礎であることを理由として拒絶されてはいないとのことである。ただし、出願人がブラックリストに掲載されている場合はその限りでは無い。

5) 各国登録における更新拒絶事例

会員企業の経験として、商標権者名に類似する社名を冠する企業が同国のブラックリストに

存在したために、レバノンの商標登録の更新手続きが拒絶されそうになる事態があった。この会員企業は、ブラックリストに掲載された企業と自社とは資本関係を含め一切関係がないことを、公的資料および宣誓書を提出して当局に示し、無事に更新することができた。

6) 商標ライセンス契約における登録拒絶

本節対象国の代理人によれば、本節対象国はいずれも、商標ライセンス契約の当局への登録は義務ではないものの、第三者対抗要件である等の理由から、登録を推奨している。一方で本節対象国において、ライセンサーあるいはライセンシーがボイコット対象企業である場合には、商標ライセンス契約の当局への登録が認められないとの情報を得ている。

(4) まとめ

イスラエルボイコットは、全体としては形骸化の方向にあると言われているものの、依然として存在しており、商標実務においても影響があることが確認された。現状では、日本企業が自身の名義で商標実務を行う限りは、イスラエルボイコットによる障害はない模様である。しかしながら、中東地域の商標業務をイスラエル等の現地法人に任せるといった場合には、ボイコットの影響を受ける可能性を念頭に、事前に十分確認、検討しておく必要がある。また、中東地域の勢力関係の変化次第では、商標実務におけるイスラエルボイコットが再び強化される可能性があるため、継続的な情報収集が大切である。

2.3 クルディスタン地域

(1) クルディスタン地域とは

クルディスタン (Kurdistan) は全世界で3,500～4,800万人いるとされている⁵⁾クルド人 (Kurd) の国・地域 (-stan) を意味し、現在ではトルコ東部、イラク北部、イラン西部、シリア北部、アルメニアの一部に広がる地域を指す (図2参照)。



図2 クルディスタン地域分布図

クルディスタンは元々、クルド人が居住する複数の国家の集合体であったが、中世にはその一部がオスマン帝国の支配下に置かれ、それが近代まで継続した為、オスマン帝国解体後も完全な独立を果たす事なく、一部がトルコに、残りがイギリス・フランスの委任統治領に含まれる形となった。

1945年にはサンフランシスコ会議においてクルド人の代表団が地理的範囲を示すものの、独立を認めないトルコとトルコ・クルド紛争と言われる争いを繰り返して、未だ独立には至っていない。なお、紛争の背景として、クルディスタン地域にはキルクークに代表される油田都市がある事が関係していると言われている。

一方、イラクに含まれる地域においては、1991年の湾岸戦争後、多国籍軍の保護もあり、自治区としてクルド人による実行支配が始まった。自治区では独自の旗や通貨が作られたが、隣国トルコを含む国際社会はイラク憲法で認められたイラクの4つの「県」の集合体と認識している。以下、このイラクにおけるクルディスタン地域を単に「クルディスタン地域」と称する。

2017年には自治区が独自に独立の是非を問う住民投票を行い⁶⁾、賛成多数となったが、中東地域の不安定化を危惧する国際社会からは「住民投票を強行せずに交渉で問題を解決すべき」という声もあり、認められていないのが現状で

ある。また、日本でも外務省のHPにて「クルディスタン地域」と表記されており⁷⁾、「国家」という扱いにはなっていない。

一方、自治権は2005年のイラク憲法で認められており、それを契機としてクルディスタン地域政府（以下、「KRG」(Kurdistan Regional Governmentの略称)と称する)が成立した。

クルディスタン地域では1974年にクルディスタン自治法が制定されているが、イラク法が適用される領域と、クルディスタン法が適用される領域が混在している。

(2) 知的財産制度

特許、実用新案、意匠、著作権については独自の法制度が存在しないので、これらについてはイラク法が適用される。一方、商標については2009年にKRGの一組織として商標局（以下、「KRG商標局」と称する）が設立されたが、適用されるのはイラク法である。

2015年以前はイラク商標局で登録となった商標権についてはクルディスタン地域にも効力が及んでいたが、2015年以降、KRGはKRG商標局で登録された権利以外は認めないと主張しており、イラク商標局で登録となった商標権の効力がクルディスタン地域に及ぶかは明確ではない。

(3) 商標実務上の留意点

クルディスタン地域で有効な商標権を取得するには、二通りの方法があり、イラク商標局において登録となった商標権を有しているかどうかでどちらの方法を用いるかが分かれる。

イラク商標局において登録となった商標権を持っている場合、当該商標権に関する書類をKRG商標局へ送付するよう、イラク商標局へ求めればよい。その後、書類送付を受けたKRG商標局が改めて審査し、イラク商標法上拒絶の理由が無ければ登録となる。

イラク商標局において未登録の商標をKRG

商標局で登録したい場合は、KRG商標局へ直接出願する必要がある。この場合は事前の先行商標調査、および所有権宣言書の提出が義務付けられている。

KRG商標局に対する直接出願手続では、KRG商標局における先行商標調査にかかる費用、出願費用、公告費用および登録費用を各段階において支払う必要がある。なお、出願費用は区分数でなくサブクラスの数で決定され、商品・役務についてはニース分類の類見出し程度に細分化される。

なお、イラク登録商標をクルディスタン地域へ拡張する手数料は登録内容にかかわらず定額で、直接出願する費用に比べて安価である。また、拡張手続により生じた権利と、直接出願により生じた権利の法的地位に差異は無い。

商標権の侵害行為については民事責任に限らず刑事責任も問われ、刑事罰は1～5年の懲役か5,000万～1億イラクディナール（2020/01/28時点 1イラクディナール≒0.092円）の罰金またはその併科となっている。

クルディスタン地域への出願については中東地域において、各国の小さな法律事務所との橋渡しが可能で大手法律事務所を介しての手続きが推奨される。

現在、クルディスタン地域で目立った活動を行う日本企業は無く、中国系企業の進出が顕著であるが、同地域への進出を検討している会員企業においては、前述の制度を理解した上で、事業活動に必要な商標権をイラクとともに、クルディスタン地域で取得する事が望ましい。

3. アフリカ地域について

3.1 アフリカ地域におけるビジネス

(1) はじめに

アフリカ地域は、近年「最後の市場」と注目されている。アフリカ地域の開発支援のため

に、日本政府の主導で「アフリカ開発会議（TICAD）」の第7回目が2019年8月に開催された。同会議における報告によれば、日本からアフリカへの民間投資が過去3年間で200億ドル（約2兆1,000億円）を超えており、今後ますます身近な市場となることが予測されている。更に、これまでアフリカ地域へのビジネス進出を阻んでいた社会インフラや法制度の整備の遅れを活用した新しいビジネス（携帯電話、電子マネー、ドローン配送など）が急速に発達する事例も多くある。

このようなアフリカ地域の現況を踏まえて、商標権の確保など知的財産保護の面で早めの対応が求められるが、事業進出のためのマーケティングやブランド戦略の構築に際し、進出対象国や地域の現況や歴史、慣習などの情報も把握しておくことが重要である。殊に、多様な国、民族から構成されるアフリカ地域でのビジネス展開においては、周到的な準備が要請される。

そこで、本節ではアフリカ地域社会という切り口で、基本的な情報について紹介する。

(2) 基本情報

アフリカ地域は54か国から成り、現在の人口は約12億人で、2050年には25億人を超えると予測されている。都市部では、先進国と遜色のないレベルでの生活やビジネスが成立している一方で、農村部では、自給自足の生活が一般的であり、教育サービス以外には商取引が生じない地域も少なからずある。このように、アフリカ地域の状況を理解する際には、国という枠組みだけではなく、都市部と農村部の間に生じる差も鮮明であることにも留意すべきである。

アフリカ地域全体のGDP成長率は、2000年代は5%程度、最近では3%程度で推移しており、今後も継続した成長が期待される。経済規模が大きな国として、南アフリカ共和国、ナイジェリア、エジプト、モロッコ、チュニジアなどが

挙げられる。エチオピアには、アフリカ地域の全ての国・地域が参加し、政治的・経済的統合と紛争予防・解決を図る組織であるアフリカ連合の本部が置かれている。

アフリカ地域の発展には道路や港などの社会インフラ整備が重要な要素となっている。例えば、南アフリカ共和国の周辺では、同国と繋がる社会インフラ整備が比較的整っているボツワナおよびナミビアのみが同国との物流により経済発展の恩恵を受けているにすぎず、周辺国一帯を巻き込んだ市場の形成には至っていない。

(3) 産 業

アフリカ地域の最重要産業は飢餓対策の観点から「農業」である。したがって、農作物の自給率の向上を目指し、農業の生産性向上と工業化を推進しており、肥料および農機の改良や輸入規制などにより、自国の農業の保護を行っている。

また、輸入依存による貿易赤字も問題となっているため、工業や商業の面でも、様々な施策が推し進められている。例えば、中古車輸入規制や、新車販売の条件としてノックダウン生産（部品を輸入し輸入国で完成品とする生産方式）を求める国もある。

2017年のアフリカ地域内貿易の比率は全輸出額の16.6%であり、欧州共同体域内（63.4%）、アジア域内（55.1%）と比べ非常に少ない。域内貿易の活性化を図るべく、2019年5月に、22か国の締約国が批准したアフリカ全域を対象とする自由貿易協定「アフリカ大陸自由貿易協定（The Agreement Establishing the African Continental Free Trade Area (AfCFTA)）」が発効した。全ての締約国が批准すれば、人口12億人（2018年）、域内総生産約2兆5千億ドル（約273兆円（2017年））の巨大市場となるため、アフリカ地域内貿易の活性化と貿易赤字解消が期待される。

(4) 日本との関係

2019年時点でアフリカ地域へ進出している日本企業数は250以上で、拠点数は600以上、54か国すべてに何等かの日本企業が進出している。

アフリカ地域での日本国および日本企業に対するイメージは、「経済大国」、「テクノロジー」および「勤勉」であり、投資や技術指導が期待されている。前記TICADは、1993年以降、日本が主導し、国連や国連開発計画、世界銀行、アフリカ連合委員会と共同でアフリカ地域の開発をテーマとする会議を開催し、「経済」、「社会」、「平和と安定」の3つの柱で開発支援を行っている。更に、日本は知的財産関連で30年前からWIPOへの世界知的所有権拠出金、いわゆるジャパンファンド（任意拠出金。2018年は6億円以上）を支出し、アフリカ地域を含む開発途上国への支援を行っている。活用事例の一つに、「タイタ・バスケット」というケニアのタイタ・タヴェタ県農村部の女性が伝統的な手法で作るバスケットの団体商標登録を支援したプロジェクトがある。当該プロジェクトは、知的財産権が都市部のエリート層のみならず、多くの人々が利用できることを示した点で高い評価を得ている。

(5) ビジネスマナーと法律・契約遵守

アフリカ地域の人々は、いわゆる公衆マナーを重視する傾向にある。また、道義に反する行為も非難の対象となる。例えば、現地取引先の急な変更や拡大には、事前告知などの気配りが重要である。

法制度は概ね整っており、内外の公平性も保たれ、国際情勢に影響されない司法判断が下される傾向にある。

なお、他人との関係性を大切にする文化から、ビジネス上の訴訟は少なく、紛争が生じたとしても、まずは仲裁での解決が図られることが多い。これは、アフリカ地域社会に存在するチーフ（首長）による裁きに由来する。チーフは紛

争の仲裁を行い、その判断には双方従うのが慣習である。この紛争解決システムは企業同士の紛争にも適用されるため、仲裁人の選定が重要である。仲裁人には弁護士資格など特別の資格は必要ではないため、当該地域に詳しい企業や識者からの情報により適任者を探さなければならない。

(6) 商標・模倣品に関する意識

アフリカ地域での商標の選定にあたり、以前はアフリカ地域の識字率の低いことをもって、文字商標ではなく図形商標のほうが公衆に浸透しやすいと言われることが多かった。しかし、識字率に関する2016年の統計⁸⁾によると、15歳以上で約70%、ユース世代（15～25歳）に限ると80%以上と高いレベルに至っているため、必ずしも図形商標にこだわる必要はないとの意見もある。ただし、依然として文字を認識しえない人々も農村部を中心に一定程度存在するため、アフリカ地域全体で商標を浸透させるためには、農村部でも広く普及しているラジオやテレビでの音声広告が効果的であるとされている。広告として連呼される商標（社名や製品・サービス名）は、識字率の低い農村部にあっても、幅広い年齢層に浸透している。したがって、商標選定の際、称呼した際の語感（リズム）も重要な要素の一つと言える。

また、著名ブランドに対する品質の信用度や価値の高さは認識しているものの、その模倣品が商標権侵害などの法的な問題をはらんでいるという意識は低く、一般の消費者は購入の際に真正品か模倣品かをあまり気にしないようである。そのため、模倣品対策の一環として、官民による消費者への啓発活動が欠かせない。

以上がアフリカ地域の基本的情報の概要である。これらの情報が、アフリカ地域への事業進出や商標権などの知的財産保護の効率的な対応の一助となることを期待する。

3. 2 商標制度情報

(1) 商標制度情報

本論説最終ページの表3に記載した23の国および組織を調査対象とし、以下の項目についてまとめた⁹⁾。

1) 条約加盟状況

エチオピアを除く全ての国がパリ条約に加盟しており、パリ条約に基づく優先権主張出願が可能である。また、半数以上の国がニース協定には加盟していないが、そのほとんどの国においてニース分類に沿った出願が可能である。

2) 出願・登録

基本的に全ての国で商標法が存在する。

審査制度は全ての国が有しており、一部の国を除き実体審査が行われる。

権利付与の原則については、ほとんどの国が先願主義を採用しているが、ジンバブエのように先使用主義を採用している国もある。また、ザンビアのように先使用主義と先願主義の折衷のような国もある。

存続期間については、出願日から10年の国が多い。なお、存続期間と更新期間が異なる国もある点に留意すべきである。

3) 審判・権利行使制度

いくつかの国では異議申立て制度を備えていないが、登録取消の手段として無効審判制度がほぼ全域で採用されている。なお、ガンビアでは無効審判制度の存否が不明であるところ、取消手続きが異議申立てのみとされるおそれがあるため、申立期間の徒過に留意すべきである。

4) 指定商品等分類

シエラレオネではニース分類でなく、旧英国商品分類(50分類)を採用している。

また、モザンビークなどいくつかの国においてニース分類の旧版(第10版)が採用されているため、最新の第11版で採用された新しい商品等については第11版の採用後に再出願しなければ

ならない。

3. 3 2つの国際機関

アフリカ地域には、知的財産権に関する2つの国際機関、アフリカ広域知的財産機関(African Regional Intellectual Property Organizationの略称。以下、「ARIPO」と称する)と、アフリカ知的財産機関(Organisation Africaine de la Propriété Intellectuelleの略称。以下、「OAPI」と称する)がある。両機関の加盟国を下記図3の地図中に示す。

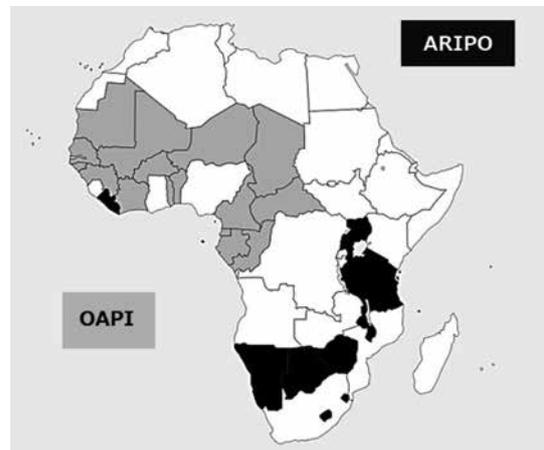


図3 OAPIおよびARIPO加盟状況

両機関の存在は商標担当者に広く知られているが、これらの詳細や実態まで把握されているとは言い難い。本稿執筆にあたって実施した当委員会所属企業へのアンケートでも、両機関の詳細や実態などの情報を求める意見が多かった。そこで、本節では両機関の概要や運用の実態について、加盟国代理人へのヒアリングなどに基づいた調査結果を示す。

(1) ARIPO

1) ARIPOとは

ARIPOはルサカ(ザンビア)での外交官会議で採択された工業所有権機関設立に関する協定(ルサカ協定)を起源とし、その後、「アフ

リカ広域工業所有権機関の設立に関する協定」に改定された。

ARIPOへ加盟可能な国は、国連アフリカ経済委員会（Economic Commission for Africa）¹⁰に属する国で、現在19か国が加盟している。このうちARIPOへの商標出願により権利取得が可能な国は、商標に関するバンジュール議定書を締結した10か国¹¹である。

2) ARIPO商標制度の概要

バンジュール議定書には、商標の定義に関する規定はない。ただし、動きや音などの非伝統的商標は保護対象ではないようである¹²。

指定商品等はニース分類に従い、一出願多区分制を採用している。

なお、ARIPO出願には、出願標章の実際の使用あるいは使用意思の申告が求められるが、登録時の実際の使用までは求められていない。

ARIPOにおける方式審査を通過すると、その旨が出願人および指定国に通知される。指定国の官庁は前述通知から12か月以内に、国内法に基づいて審査する。

3) ARIPO商標出願の利点・難点

ARIPO出願の利点は、一出願・登録で複数加盟国の権利を取得でき、商標権の管理が容易な点にある。また、出願に際し、保護を希望する国を指定できる。これは、一出願で加盟国全てに権利範囲が及ぶ制度のOAPIと異なる。

加えて、指定国での実体審査により、権利の安定性は一定程度担保されていると思われる。

このような利点があるにもかかわらず、ARIPO出願の件数が少ないのは、ARIPO出願経由の商標登録の有効性に疑義がもたれているためである。というのも、加盟国の多くの法体系がコモンローであるところ、この法体系の下で国際条約が国の法律の一部となるためには、国内法で明示的に導入されることが必要である。しかし、コモンローの国である一部の加盟国¹³の国内法にバンジュール議定書を受容する

規定が存在しないため、当該国における商標登録の有効性に疑義がもたれている。

ARIPOとしても、定期的に会合を開催しており、前述問題も認識されているため、近い将来この問題が解消され、より利用しやすい制度となることが望まれる。

(2) OAPI

1) OAPIとは

OAPIとは、バンギ協定¹⁴により創設された加盟国共通の知的財産庁であり、加盟国は中央アフリカ、西アフリカ、およびインド洋に位置する17か国¹⁵である。

保護対象は、特許、実用新案、商標、意匠、商号、地理的表示、文学的および美術的財産権、不正競争からの保護、集積回路の回路配置、植物品種保護となり、一つの権利の保護が加盟国すべてに及ぶ。類似する制度としては欧州連合商標制度があるが、OAPI加盟国各国では出願手続を行えない点で異なる。

統計によると、OAPIの商標出願は2014年から2018年にかけて約1.3倍に増えている¹⁶。2018年のOAPI出願件数中70%程度は加盟国外からの出願であるが、日本からのOAPI出願件数は1%程度と非常に少ない。しかし、今後大きな成長が見込まれるアフリカにおいて、一出願で17か国に及ぶ権利となるOAPI出願は一考の余地があるため、以下同制度の概要を示す。

2) OAPI商標制度の概要

OAPIでは文字や図形のほかに立体的形状や色彩も商標登録の対象となっている。

商品および役務はニース分類を採用し、一出願多区分制を採用しているが、商品と役務は一出願にまとめられない点に留意すべきである。なお、OAPI加盟国はパリ条約に加盟しているため、同条約に基づく優先権主張が可能である。

OAPIでは方式審査のみ実施され、実体審査は行われない。方式審査の要件を満たすと判断

された出願は、異議申立てのため公告され、異議申立ては公告から6か月以内に申請することができる。

3) OAPIにおける異議申立て・権利行使

OAPIでの異議申立ては、OAPIにおける先商標登録の存在、識別性欠如などの絶対的拒絶理由を申立ての根拠とすることが可能である。なお、第三者により悪意をもって出願され、かつ真正なる権利者がOAPIにて商標登録を有していない場合は、異議申立てに代えて「所有権主張」の申立てを行うことができる。当該主張は異議申立てと同様に扱われる。

一方、不使用取消手続は裁判所に提起する点に留意すべきである。この場合、取消に要する費用が高額となり、判決までの期間が長くなるため、当該取消手続自体が極めてまれである。

また、侵害訴訟も侵害が発生している国の裁判所に提起する為、こちらも判決に至るまでに5年以上の長い時間を要する。

前述の通りOAPIでの不使用取消や侵害訴訟は費用も時間も嵩む傾向にあるが、現地代理人の所感では、異議申立ては比較的良好に機能しているようである。異議申立て理由の大半は先商標登録との混同を根拠とするが、悪意の出願への対応も扱われており、申立てに係る決定は十分な審理に基づき概ね合理的と評価できるようである。したがって、商標登録後に、他者による後願商標のウォッチングを行い、異議申立ての機会を利用することが推奨される。

4) OAPIの国際登録について

OAPIはマドリッド協定議定書に加盟¹⁷⁾しており国際登録出願の指定国に含めることができるものの、国際登録に基づくOAPI商標登録の有効性は以下の事情に鑑み、疑義が生じている。

まず、OAPIにおける法律は、国際登録の有効性を認めるよう改正されたが、施行には至っていない。改正法は加盟17か国のうち、少なくとも12か国が批准しなければならないが、現時

点で批准したのは8か国に過ぎないため、未だ改正法の発効時期は不明である。

また、同議定書への加盟がバンギ協定を修正することなく、同議定書管理評議会の決議のみによって採択された事も要因の一つとされている。この疑義はバンギ協定の修正によって解消すると目されているが、ヒアリングを行った現地代理人からは、裁判所において国際登録に基づくOAPI商標登録の有効性に対する審理が行われる可能性があるとの見解が示された。

いずれにしても、前述疑義の解消にはまだ時間を要するものと思料されるため、OAPI加盟国での商標登録は、当面はOAPIへ直接出願手続を行うことが望ましいと考える。

4. おわりに

中東およびアフリカ地域は、事業活動のグローバル化にあって、今後ますます注目される地域である。日本政府は、抄録で言及した知的財産担当官会議に加え、前述の第7回アフリカ開発会議にあわせて、日・アフリカ主要特許庁政策対話を設け、知財人材の育成や審査体制の整備などについて包括的な協力の実施を確認した。官民いずれにおいても、両地域における知的財産保護の気運が高まっている。

また、前述のとおり30年以上継続して実施されているジャパンファンドによって、本研究対象を始めとする発展途上国・地域における制度整備や行政サービスの向上などを目的とした協力事業が行われている。

このように、当該地域は今後の発展が期待されており、商標担当者は自社の事業展開とあわせて各国の商標法制度や運用状況に係る情報の収集や政治や経済等の情勢に注意を払っていく必要があると考える。本論説がその一助となれば幸いである。

注 記

- 1) 「中東・アフリカ知的財産担当官会議」の開催(結果)
https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_006879.html (参照日: 2020.5.11)
- 2) WIPO Intellectual Property Statistics
<https://www.wipo.int/ipstats/en/>
(参照日: 2019.12.1)
- 3) 特許庁, 諸外国・地域・機関の制度概要(一覧表)
<https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/mokuji.html> (参照日: 2019.12.19)
- 4) 日本貿易振興機構, アラブボイコット調査成果報告書
https://www.meti.go.jp/meti_lib/report/H29FY/000544.pdf (参照日: 2020.1.30)
- 5) クルド人 概要
<https://ja.wikipedia.org/wiki/%E3%82%AF%E3%83%AB%E3%83%89%E4%BA%BA>
(参照日: 2020.5.11)
- 6) クルディスタン地域 概要
<https://ja.wikipedia.org/wiki/%E3%82%AF%E3%83%AB%E3%83%87%E3%82%A3%E3%82%B9%E3%82%BF%E3%83%B3%E5%9C%B0%E5%9F%9F> (参照日: 2020.5.11)
- 7) ネチルヴァン・イラク・クルディスタン地域大統領の就任に対する河野外務大臣からの祝意の伝達
https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_007512.html (参照日: 2020.5.11)
- 8) UNESCO 「Literacy Rates Continue to Rise from One Generation to the Next」
<http://uis.unesco.org/sites/default/files/documents/fs45-literacy-rates-continue-rise-generation-to-next-en-2017.pdf>
- 9) 前掲注3)
- 10) 1958年に設立された, 国連経済社会理事会の下部機関である地域委員会の一つ
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/africa/eca.html> (参照日: 2020.4.14)
- 11) ウガンダ, サントメ・プリンシペ, ジンバブエ, エスワティニ (旧スワジランド), ナミビア, ボツワナ, マラウイ, リベリア, タンザニア, レソト
- 12) 特許庁, アフリカ諸国における知的財産権制度運用実態及び域外主要国による知財活動に関する調査研究報告書 (2014)
https://www.jpo.go.jp/resources/report/takoku/document/zaisanken_kouhyou/h25_report_01.pdf (参照日: 2020.4.14)
- 13) レソト, リベリア, マラウイ, ナミビア, エスワティニ (旧スワジランド), タンザニア, ウガンダ
- 14) 特許庁, アフリカ知的財産権機関 バンギ協定「バンギ協定」とは, 1977年3月2日にバンギで締結されたアフリカ知的財産権機関の創設に係る協定及びその付属文書すべてをいう。
https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/banguui_kyoutei.pdf
(参照日: 2020.5.11)
- 15) ベナン, ブルキナファソ, カメルーン, 中央アフリカ共和国, チャド, コモロ, コンゴ共和国, 赤道ギニア, ガボン, ギニア, ギニアビサウ, コードジボワール, マリ, モーリタニア, ニジェール, セネガル, トーゴ
<http://www.oapi.int/index.php/fr/>
(参照日: 2020.5.11)
- 16) WIPO, WIPO IP Statistics Data Center
<https://www3.wipo.int/ipstats/index.htm?tab=trademark> (参照日: 2019.12.10)
- 17) WIPO, OAPI Joins the Madrid System
https://www.wipo.int/madrid/en/news/2014/news_0009.html (参照日: 2020.5.11)

参考文献

- ・日本貿易振興機構, イラクの知的財産制度およびその運用に関する調査, p.17 (2019)
https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/middle_east/ip/pdf/ir_201903.pdf (参照日: 2020.3.6)
- ・外務省, 湾岸協力理事会 (GCC) 概要
https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/page23_000547.html (参照日: 2020.3.6)
- ・日本貿易振興機構, 中東知的財産ニュースレター Vol.11 (2017)
https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Ipnews/middle_east/ME_IP_Newsletter_201703sp.pdf
(参照日: 2020.3.6)
- ・日本貿易振興機構, 中東知的財産ニュースレター Vol.19 (2017)
https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Ipnews/middle_east/ME_IP_Newsletter_201712.pdf
(参照日: 2020.3.6)

- ・ロイター，中東主要国が「テロ支援」でカタールと断交，イラン反発（2017年6月5日）
<https://jp.reuters.com/article/quatar-gulf-tie-idJPKBN18W0D7>（参照日：2020.3.6）
- ・外務省，第7回アフリカ開発会議（TICAD7）（横浜，令和元年8月28日～30日）結果概要
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000512916.pdf>（参照日：2020.1.5）
- ・日本貿易振興機構（JETRO），TICAD7 ジェトロアフリカデータ集 p.5 GDP成長率の推移
https://www.jetro.go.jp/ext_images/biz/special/2019/0702/africa_data.pdf（参照日：2020.1.5）
- ・外務省，アフリカ連合（AU）
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/oau/index.html>（参照日：2020.1.5）
- ・日本貿易振興機構（JETRO），TICAD特集：アフリカビジネス5つの注目トレンド 総論：アフリカ大陸自由貿易圏（AfCFTA）設立協定が発効，運用開始に向けて前進
<https://www.jetro.go.jp/biz/areareports/special/2019/0702/3851ca2c1b66321d.html>（参照日：2020.1.5）
- ・日本経済新聞，2019年5月30日 アフリカ貿易圏協定が発効 巨大市場，関税撤廃へ
<https://www.nikkei.com/article/DGXMZO45467780Q9A530C1000000/>（参照日：2020.1.5）
- ・アフリカビジネスパートナーズ，アフリカビジネスに関わる日本企業リスト 2019年版
https://abp.co.jp/PDF/ABP_List_Japanese_Companies_Doing_Business_in_Africa_Jpn_2019.pdf（参照日：2020.1.5）
- ・経済産業省，平成30年度経済産業省概算要求のPR資料—一覧:特許特別会計 世界知的所有権機関拠出金
https://www.meti.go.jp/main/yosangaisan/fy2018/pr/to/tokkyo_09.pdf（参照日：2020.1.5）
- ・津田真吾，特許懇，no.289 pp.72-83（2018）WIPOと特許庁のアフリカ支援—知財分野での日本の貢献—
<http://www.tokugikon.jp/gikonshi/289/289tokusyu6.pdf>（参照日：2020.1.25）
- ・United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization U.N.E.S.C.O., Literacy Rates Continue to Rise from One Generation to the Next, UIS Fact Sheet No. 45 September 2017 FS/2017/LIT/45
<http://uis.unesco.org/sites/default/files/documents/fs45-literacy-rates-continue-rise-generation-to-next-en-2017.pdf>（参照日：2020.6.4）

表2 中東の商標制度

地域名	国又は地域名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
		パリ条約	協定議定書	ニス協定	商標法	の現地代理性	審査制度	権利付与の原則	本国登録要件	存続期間 起算日 期間(年)	譲渡要件	(年)不使用請求先消	異議申立 起算日 期間	無効審判 起算日 期間	分類	国際分類	制一出度多有無	領域制度
中東	アラブ首長国連邦	○	×	×	○	要	○	先願	-	出願 10更	◎	5/▲	公開 30日	○	商品34 サービス11 *1	○ (10版)	○	(GCC)
	アフガニスタン	○	○	×	○	要	○	先願	×	出願 10更	◎	3/△	公開 30日	登録 3年	商品34 サービス11	○ (9版)	○	-
	バーレーン	○	○	○	○	要	○	先願	-	出願 10更	○	5/△	公開 60日	●	商品34 サービス11	○ (10版)	○	(GCC)
	イスラエル	○	○	○	○	要	○	折衷	×	出願 10更 14	◎	3/△	公開 3月	○	商品34 サービス11	○ (10版)	○	-
	イラク	○	×	×	○*1	要	○	折衷	-	出願 10更	◎	3/▲	公開 90日	登録 5年	商品34 サービス8	○		-
	イラン	○	○	○	○	要	○	先願	×	出願 10更	◎	3/▲	公開/公報 30日	登録 3年	商品34 サービス11 *1	○	○	-
	ヨルダン	○	×	○	○	-	○	先使用	-	出願 10更	◎	3/△	公開 3月	●*1	商品34 サービス11	○ (10版)		-
	クウェート	○	×	×	○	要	○	先願	○	出願 10更	◎	5/▲	公開*1 60日	○	商品34 サービス11 *2	○		(GCC)
	レバノン	○	×	○	○	要	○	先願	-	出願 15更	◎	5/△	×	登録 5年	商品34 サービス11	○ (10版)		-
	オマーン	○	○	×	○	要	○	先願	-	出願 10更	◎	3/△	公開 90日	登録 5年*2	商品33 サービス11	○	○	(GCC)
	カタール	○	×	×	○	要	○	先願	-	出願 10更	◎	5/▲	公開 4月	○	商品33 サービス11 *1	○		(GCC)
	サウジアラビア	○	×	×	○	要	○	先願	×	出願 10(太陰曆)更	◎	5/△	公開 90日	○	商品34 サービス11 *3	○	×	(GCC)
	シリア	○	○	○	○	要	○	先願	×	出願 10更	◎	×	公開 90日	-	商品34 サービス8	○ (10版)	○	-
	イエメン	○	×	×	○	要	○	先願	-	出願 10更	○	5/▲	公開 6月	○	商品33 サービス8 *1	○		-
トルコ	○	○	○	○	要	○	先願	-	出願 10更	◎	5/△	公開 3月	○	商品34 サービス11	○ (10版)	○	*1	
機国際	湾岸協力理事会 (GCC)	△	×	×	○*2	-	○	先願	-	出願 10更	-	5/▲	公開 60日	-	-	○	×	

(注)

4. *1 連合暫定施政当局 (CPA) 指令第80号 *2 カタール、アラブ首長国連邦では未導入
 9. 「更新期間 (例えば14年) が存続期間 (例えば10年) と異なる場合」には「10更14」と記す。
 10. 「◎」は営業とは無関係に商標権を譲渡できること、「○」は営業の譲渡と商標権の譲渡が同時でなければならないことを示す。
 11. 取消請求先は「△」が特許庁、「▲」が裁判所を示す。
 12. *1 最後 (3回目) の官報公告日
 13. *1 高等裁判所に提訴する。 *2 悪意による登録の場合は期限の定めなし。 請求先は「○」が特許庁、「●」が裁判所を示す。
 14. *1 第32類のビール、第33類は登録不可 *2 第28類のクリスマスツリーとその関連商品、第29類の豚肉類、第32類のアルコール類、第33類は登録不可 *3 アルコール類、卸売・小売りの登録不可
 17. *1 トルコはEUの加盟候補国
 (上記表の全ての項に共通して、「-」は不明な場合を示す。)

表3 アフリカの商標制度

地域名	国又は地域名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
		パリ条約	马德里議定書	ニース協定	商標法	現地代理人的要性	審査制度	権利付与の利	本国登録要件	存続期間 起算日 期間(年)	譲渡要件	(年)不使用請求先	異議申立 起算日 期間	無効審判 起算日 期間	分類	国際分類	制一 出願 度の 有無 区分	広域 制度
ア フ リ カ	エジプト	○	○	○	○	-	○	折衷	-	出願 10更	◎	5/△	公開 60日	●*1	商品34 サービス12	○ (10版)	×	-
	エチオピア	×	×	×	○	要	○	先願	-	出願 7更	◎	3/△	公開 60日	○	商品34 サービス11	○ (10版)	-	-
	チュニジア	○	×	○	○	要	○	先願	×	出願 10更	◎	5/△	公報 2月	●	商品34 サービス11	○ (10版)	-	-
	ナイジェリア	○	×	×	○	-	○	折衷	×	出願 7更 14	◎	5/△	公開 2月	○	商品34	○	×	-
	南アフリカ	○	×	×	○	要	○	先使用	×	出願 10更	◎	5/△	公開 3月	○	商品34 サービス11	○	×	-
	モロッコ	○	○	○	○	要	×	先願	-	出願 10更	◎	5/△	公開 2月	●	商品34 サービス11	○ (10版)	-	-
	ボツワナ	○	○	×	○	要	○	先願	-	出願 10更	◎	3/△	公開 3月	○	-	○	-	ARIPO
	ガンビア	○	×	×	○	要	○*1	先願	-	出願 10更	-	5/▲	公開 3月	-	-	○	○	ARIPO*
	リベリア	○	○	×	○	要	○	先願	-	出願 10更	○	3/△	×	○	-	○	○	ARIPO
	レソト	○	○	×	○	要	○*2	先願	-	出願 10更	◎	3/△	公報 3月	○	商品34 サービス8	×	○	ARIPO
	マラウイ	○	○	○	○	要	○	折衷	-	出願 7更 14	◎	5/△	公開 2月	○	商品34 サービス11	○ (10版)	-	ARIPO
	モザンビーク	○	○	○	○	-	○	先願	-	出願 10更	◎	×	公開 60	●	商品34 サービス11	○ (10版)	×	ARIPO*
	ナミビア	○	○	×	○	要	○	先願	-	出願 10更	◎	5/△	公開 2月	○	商品34 サービス8	○	×	ARIPO
	シエラレオネ	○	○	×	○	-	○	先使用	-	出願 14更	○	5/▲	公開 3月	◎	商品50 (旧 英国商品分 類を採用)	-	○	ARIPO*
	サントメ・プリンシペ	○	○	×	○	要	○	先願	×	出願 10更	◎	5/△	公報 90日	○	商品34 サービス11	○ (10版)	-	ARIPO
	エスワティニ (旧スワジランド)	○	○	×	○	要	○*3	先願	×	登録 10更	◎	3/△	公開 3月	○	商品34 サービス11	○	○	ARIPO
	タンザニア (旧タンガニカ)	○	×	○	○	要	○	先願	-	出願 7更10	◎	3/△	公開 60日	○	商品34 サービス11	○ (10版)	-	ARIPO
○	要				○	先願	-	出願 10更 7	◎	3/△	公開*2 60日	●	商品34 サービス11					
ウガンダ	○	×	×	○	要	×	先願	-	出願 7更 10	◎	3/△	公開 60日	○	商品34 サービス11	○	○	ARIPO	
ザンビア	○	○	×	○	要	○	折衷	×	出願 7更 14	◎	5/△	公開 2月	○	商品34 サービス11	○	×	ARIPO*	
ジンバブエ	○	○	×	○	-	○	先使用	×	出願 10更	◎	5/△	公開 2月	○	商品34 サービス11	○	○	ARIPO	
国際 機関	アフリカ広域的財産機関 (ARIPO)	加盟国各国の商標法が適用される。加盟国は本表17欄を参照。																
	アフリカ知的財産機関 (OAPI) (OAPI統一法、加盟国 17か国は本文参照)	×	○	×	○	要	○	折衷	×	出願 10更	◎	5/▲	公報 6月	●	商品34 サービス11	○	○	

(注)

9. 「更新期間(例えば14年)が存続期間(例えば10年と異なる場合)には「10更14」と記す。
10. 「◎」は営業とは無関係に商標権を譲渡できること、「○」は営業の譲渡と商標権の譲渡が同時になければならないことを示す。
11. 取消請求先は「△」が特許庁、「▲」が裁判所を示す。
12. *1 情報提供が行える。 *2 申立人は利害関係者に限られる。
13. *1 先使用を理由とするときは、登録から5年以内。 請求先は「○」が特許庁、「●」が裁判所を示す。
17. *1 バンジュール議定書未締結のため、ARIPO経由での商標出願不可。
(上記表全ての項に共通し、「-」は不明な場合を示す)

(原稿受領日 2020年5月11日)